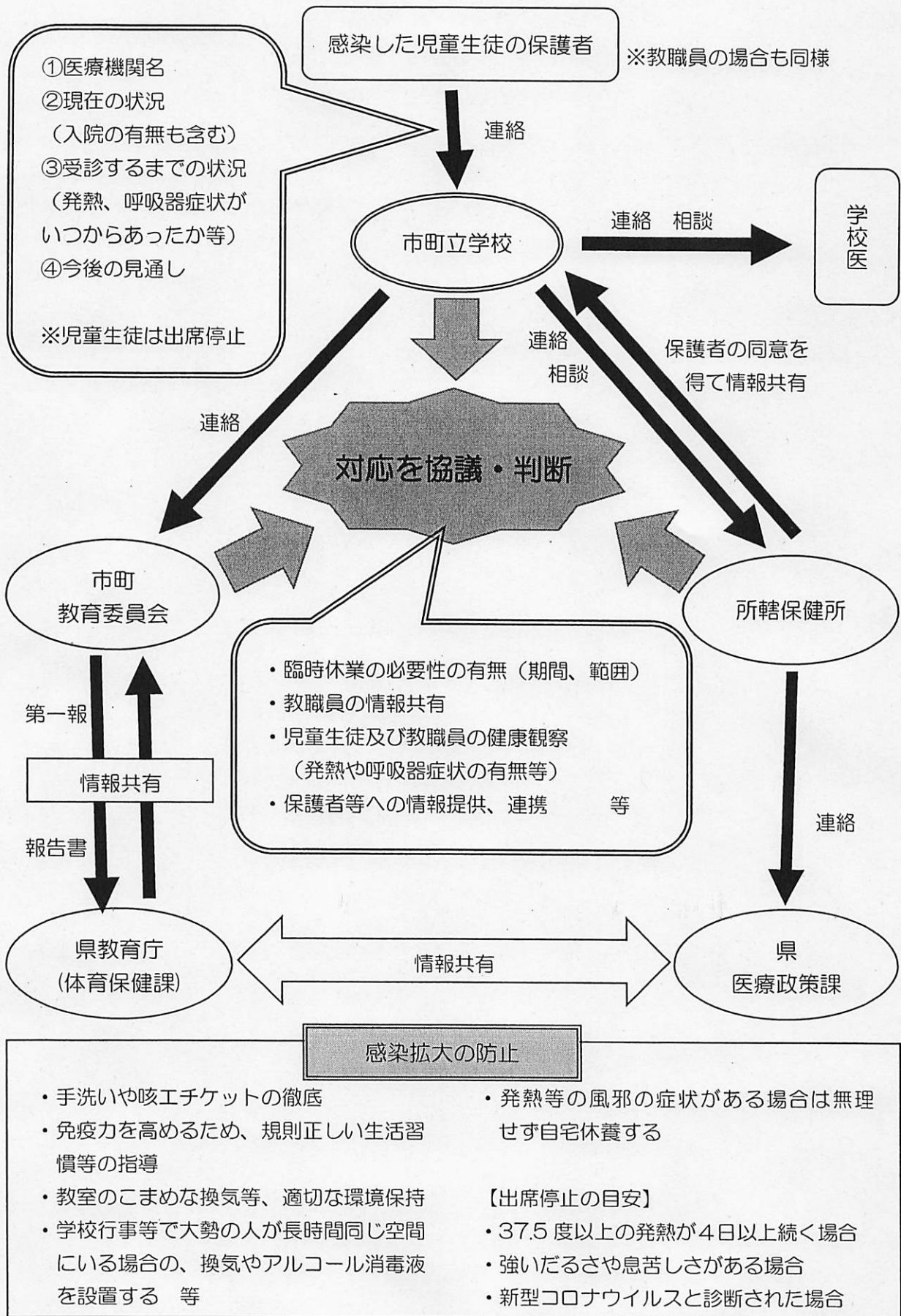


【新型コロナウイルス感染症発生時の対応手順】（市町立学校）



【自宅休養した場合の出欠の扱いについて】

- 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応

健康観察の徹底（保護者との連携） → 児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養をするよう指導する。
(教職員についても同様の対応)

自宅休養した場合

- ・「学校保健安全法第19条による出席停止」
- ・「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に返すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」

として扱うことができる。

上記のいずれかとして扱った場合、指導要録上も「欠席」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

新型コロナウイルス感染症に関する

「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- ③ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

(目安についての補足)

県の見解としては、あくまでも目安であり、感染の発生状況や欠席状況等も鑑みて、総体的に出席停止とする症状であるかを判断する。

- ・ ③については、医師による診断を受けているので明らかである。
- ・ ①について、体温は個人差があるが、体温及び日数が提示してあるので、それを目安として検討する。
- ・ ①のみでなく、①及び②等、複数の症状がある場合など、総体的に考える。
- ・ ②の単独の症状の場合についても、周りの感染状況や欠席状況が増加傾向にある等、かかっている疑いがあると考えられる等、一つの症状のみでなく、その状況を総体的にみること。

日々状況が変化していますので、あくまでも現時点での対応ということをご理解ください。最新の情報が出ました時には、内容に変更が生じる場合がありますことをご了承ください。